

4. 現地調査

1) 目的

付着金属片が確認された箇所の自動車の接触痕の詳細な調査や道路状況の確認を行うことを目的として、調査委員会委員による実地の調査を行った。

2) 方法

○日時・場所

平成 17 年 6 月 21 日（火）

埼玉県内の付着金属片確認箇所

〔 国道 125 号行田市下須戸地先、行田市道第 4.3-334 号線行田市大字若小玉地先、主要地方道佐野行田線行田市小見地先、行田市道 5.3-276 号行田市谷郷地先、国道 17 号深谷市深谷地先、国道 17 号岡部町岡地先、関越自動車道川越 IC I ランプ、富士見川越有料道路 〕

○方法

接触痕が無いと現場から報告のあった箇所では、ルーペの使用やボルトを外しての接触痕の確認などの詳細な調査を行った。また、付着箇所付近の道路状況、沿道状況の観察を行った。



写真 4 - 1 現地調査の様子

3) 結果

接触痕がないと現場から報告のあった場合でも、ルーペを用いて詳細に調査すると、かすかに自動車がこすった形跡を発見できる場合があった。

金属片が付着していたボルトを外して調査すると、ボルトの軸がボルトの頭に対して垂直方向から少し曲がっており、ボルトの軸の片側がつぶれている場合が見受けられる。これは、金属片が付着した際に、ボルトに何らかの

大きな力が作用した証拠であると考えられる。

また、金属片が付着していた端部の継ぎ目部のカバーを外して調査すると、防護柵に金属片が付着していた痕跡を発見できる場合があった。これは、金属片が継ぎ目部に差し込まれた際に、かなり大きな力が作用した証拠であると考えられる。

現地調査を行った箇所の道路状況（車線数、交通量等）、沿道状況（市街、郊外部の別等）は様々であったが、いずれの箇所も付着の原因が自動車の接触によるものであるとの説明に矛盾が生じるような要素は見られなかった。

このように、現地調査から得られた結果は、付着金属片の発生原因が自動車の接触によるものであるとの推定と矛盾するものではなかった。